◎新潟県告示第933号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成30年8月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 八幡特定猟具使用禁止区域
 - (1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

胎内市高野地内の県道中条・乙線高野橋北詰を起点とし、ここから県道中条・乙線を北に進み、市道高野・八幡線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、市道地本・八幡線との交点に至る。ここから同市道を西に進み、日本海東北自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を南西に進み、胎内川右岸堤防に至る。ここから同堤防を上流方向に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

58ヘクタール

(4) 存続期間

平成30年11月15日から平成40年11月14日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 2 小阿賀野川特定猟具使用禁止区域
 - (1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市江南区酒屋町地内の県道新潟小須戸三条線と県道白根亀田線との交点を起点とし、同県道を東に進み、市道割野酒屋町線との交点に至る。同市道を更に東に進み、新潟市江南区割野地内の市道南9-26号線との交点に至る。同市道を更に東に進み、市道横越1-607号線との交点に至る。ここから同市道を更に東に進み、市道横越1-608号線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、新潟市江南区二本木(虫見堂)地内で県道沢海酒屋線との交点に至る。ここから同県道を東に進み、市道木津大蔵線との交点に至る。同市道を南に進み、市道沢海二本木線との交点に至る。ここから小阿賀用水路及び阿賀幹線用水路沿いに同市道を南東に進み、県道沢海酒屋線との交点に至る。更に同県道を東に進み、県道新潟村松三川線との交点に至る。ここから同県道を南南西に進み、新潟大外環状線との交点に至る。ここから同県道を西北西に小阿賀野川左岸沿いを進み、新潟市秋葉区覚路津地内で県道新潟小須戸三条線との交点に至る。ここで同県道を北に進み、起点に至る内部一円とする。

(3) 面積

331ヘクタール

(4) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

- 3 仁箇堤特定猟具使用禁止区域
 - (1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

新潟市西蒲区竹野町地内の主要地方道新潟寺泊線と県道角田山麓公園線との交点を起点とし、同県道を西乃至北東に進み、市道巻2-285号線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、市道巻2-280号線との交点に至る。ここから同市道を南に進み、市道巻2-272号線との交点に至る。ここから同市道を東に進み、主要地方道新潟寺泊線との交点に至る。ここから同主要地方道を南に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

180ヘクタール

(4) 存続期間

平成30年10月15日から平成40年10月14日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 4 小山田特定猟具使用禁止区域
 - (1) 目的危険防止のため
 - (2) 区域

五泉市馬下地内の市道馬下猿和田線と市道大谷中川新線との交点を起点とし、市道馬下猿和田線を北東に約30メートル進み、作業道草力入線の入口に至る。この地点から同作業道を南東に進み、新潟変電所へ進入する北から2番目の高圧電線路と交わる地点に至る。この地点から南西に進み、林道大谷線と交差し、さらに南西に進み、林道小山田線に至る。ここから同林道を北西に進み、市道大谷中川新線との交点に至る。ここから市道笹堀小山田線を北西に進み、市道馬下猿和田線との交点に至る。ここから市道馬下猿和田線を東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

120ヘクタール

(4) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類 銃器

- 5 長野浄水場特定猟具使用禁止区域
 - (1) 目的

危険防止のため

(2) 区域

三条市長野地内の三条地域水道用水供給企業団の長野浄水場取り付け道と送水管管理用道路との交点を起点とし、ここから南南東に約10メートル進み、山道に至る。山道を東北東に約50メートル、さらに南南東に約20メートル進み、水路に至る。ここから同水路に沿って、南南東に約520メートル進み、農道との交点に至る。ここから西へ約820メートル進み、林道牛野尾線と山道との交点に至る。ここから北北東に約420メートル進み、標高188.9メートルの頂点に至る。さらに北北西に約330メートル進み、調整池の西端に至る。ここから調整池の外周を北東に約20メートル進み、調整池の北端に至る。ここから東に約70メートル進み、農道に至る。同農道を南東に約230メートル進み、浄水場の敷地境界に至る。同敷地境界を東に約60メートル進み、同敷地境界を離れさらに東に約230メートル進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(3) 面積

38ヘクタール

(4) 存続期間

平成30年11月1日から平成40年10月31日まで

(5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器